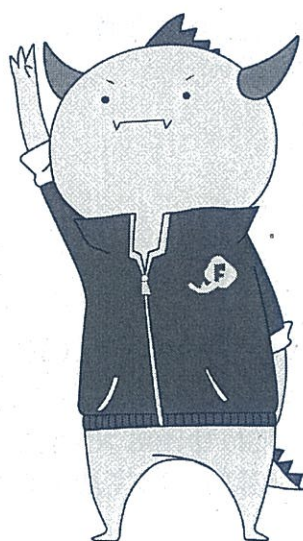


「福井しあわせ元気」国体・障害者スポーツ大会
準備委員会

第 3 回 宿 泊 ・ 衛 生 検 討 会



福井しあわせ元気国体
福井しあわせ元気大会
織りなそう 力と技と美しさ

平成 2 6 年 2 月 7 日 (金)

福井県教育センター 4 階 大会議室

「福井しあわせ元気」国体・障害者スポーツ大会準備委員会

第3回 宿泊・衛生検討会資料目次

○ 説明・報告事項

- (1) 「福井しあわせ元気」国体・障害者スポーツ大会準備委員会 組織改組
・・・ P 1
- (2) 全国障害者スポーツ大会の概要
・・・ P 2
- (3) 第68回国民体育大会、第13回全国障害者スポーツ大会 宿泊・衛生
・・・ P 3
- (4) 仮配宿シミュレーションの概要
・・・ P16

○ 審議事項

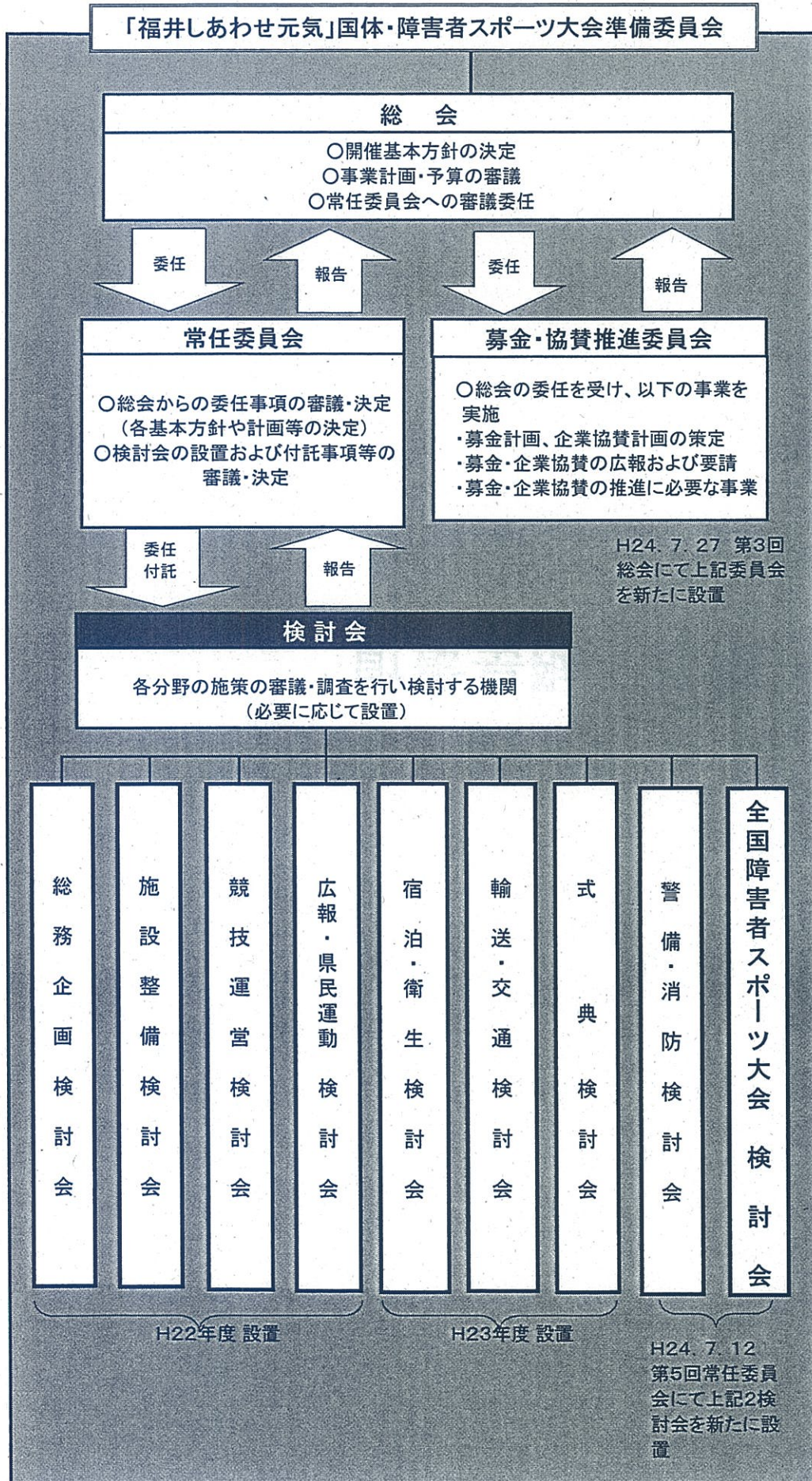
- (1) 第73回国民体育大会 宿泊基本方針の改正（案）
・・・ P19
- (2) 福井しあわせ元気国体・福井しあわせ元気大会
医事・衛生基本方針（案）
・・・ P23

○ 参考資料

- (1) 第73回国民体育大会福井県準備委員会 宿泊・衛生検討会部会設置要綱
・・・ P24
- (2) 宿泊・衛生検討会 年次計画
・・・ P27

說明・報告事項

「福井しあわせ元気」国体・障害者スポーツ大会準備委員会 組織改組



検討会 構成・役割
(準備委員会会則)

第14条 検討会は、会長が委嘱する検討委員をもって構成する。

2 検討会は、常任委員会から付託または委任された事項について調査審議し、その結果を常任委員会に報告する。

3 前2項に定めるもののほか、検討会に関し必要な事項は、常任委員会に諮り、会長が別に定める。

検討会 役員・会議
(検討会規程)

第3条 検討会に、次の役員を置く。

(1) 委員長 1名

(2) 副委員長 若干名

2 委員長および副委員長は、検討委員のうちから準備委員会の会長(以下「会長」という。)が委嘱する。

3 委員長は、検討会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときまたは欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した副委員長がその職務を代理する。

第4条 検討会は、委員長が召集し、委員長が議長となる。

2 検討会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 委員長は、必要があるときは、検討委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

任期等(準備委員会会則)

第8条 委員および役員(以下「委員等」という。)の任期は、委嘱されたときから準備委員会の目的が達成され解散するまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関または団体等の役職を離れた場合は、その委員等は、辞任したものとみなし、その後任者が前任者の在任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等の変更があった場合は、次の総会において報告する。

第14条4項 第8条の規定は、検討委員の任期等について準用する。

全国障害者スポーツ大会の概要

1 目 的

障害のある選手が、障害者スポーツの全国的な祭典であるこの大会に参加し、競技等を通じ、スポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障害に対する理解を深め、障害者の社会参加の推進に寄与する。

2 主 催

厚生労働省、(公財)日本障害者スポーツ協会、福井県、開催地市町、その他障害者団体

- (1) 開催地 国体の開催都道府県とする
- (2) 開催期日 国体の直後3日間を原則とし、概ね3年前までに決定
- (3) 会場 会場は、原則として、国体の会場を使用

3 実施予定競技

・正式競技 13競技

種 別	実施競技・参加区分
個人 (6競技)	陸上競技(身体・知的)、卓球(身体・知的) ※サウンドテーブルテニス(視覚)含む 水泳(身体・知的)、アーチェリー(身体)、ボウリング(知的)、 フライングディスク(身体・知的)
団体 (7競技)	車いすバスケットボール(身体)、バスケットボール(知的男女)、ソフトボール(知的)、 グランドソフトボール(視覚)、フットベースボール(知的)、サッカー(知的)、 バレーボール(聴覚男女・知的男女・精神)

※網掛けは国体種目でない競技

- ・オープン競技(先催県：1～5競技) ※実施可能競技
(例) 車椅子ツインバスケットボール、卓球バレー など

4 参加者

- (1) 参加自治体
47都道府県+20指定都市(H24岐阜大会の場合)
- (2) 参加選手団規模(選手・役員)
約5,500人(選手/約3,500人、役員/約2,000人)

5 競技会運営

競技会運営は、県と全市町が一体となり実施(競技運営は、県競技団体が主管)

6 ボランティア(人数は先催県を参考)

- ・大会運営ボランティア…約3,500人
(会場内での受付、案内、会場サービス、会場整理、会場美化等の活動を行う)
- ・選手団サポートボランティア…約800人
(選手団の介助・誘導等のサポートを行う)
- ・情報支援ボランティア…約500人
(手話や要約筆記により、選手団および観客として全国から参加する聴覚障害のある人への情報保障や案内等を行う)

東京に 多摩に 島々に 羽ばたけアスリート

スポーツ祭東京2013

第68回国民体育大会・第13回全国障害者スポーツ大会

平成25年9月28日(土)～10月8日(火)

平成25年10月12日(土)～10月14日(月・祝)



宿泊・衛生



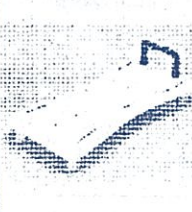
宿 泊

宿泊支援用具 (障害者スポーツ大会参加者用)

用具名	使用目的	施設数	配布数
シャワーチェア	肢体不自由者等が入浴の際に補助具として使用	35施設	290個
バスマット	肢体不自由者等が浴槽に入る補助具として使用	33施設	230個
バスボード	肢体不自由者等が浴槽内での転落防止、衝撃緩衝のため使用	28施設	176個
防水シート	就寝中にトイレに行けないもの等が使用	27施設	146個
S字フック	車椅子使用者が座ったまま利用できるように、ハンガーの位置を下げるために利用	26施設	504個
ポータブルトイレ	室内の既設トイレを使用できない肢体不自由者等が使用		
エレベーター用点字シール	視覚障害者がエレベーター乗降時の識別に使用	26施設	30個
点字客室案内書	視覚障害者がホテル内の設備を理解するために使用	26施設	100個

宿泊支援用具関係一覧

平成26年度宿泊支援用具（施設支援用具）

項目	シャワーチェア	浴槽内マット	防水シート
メーカー	リッチェル	アロン	リッチェル/リハビリティ
商品名	折りたたみシャワーチェアM型背付付	敷きすべり止めマットS	3層ニットシート
型番	47848-8	523-448	01429
色	グリーン	レッド/ブルー	海ピンク
サイズ・その他			
	47848-8	523-448	01429
	47848-8	523-448	01429
	47848-8	523-448	01429
項目	S字フック	バスボード	ポータブルトイレ
メーカー	リッチェル	リッチェル	アロン
商品名	リッパース	リッパース	リッパース
型番	47848-8	523-448	01429
色	クロ	本体(ホワイト)ダーク(レッド)	ベージュ
サイズ・その他			
	47848-8	523-448	01429
	47848-8	523-448	01429
	47848-8	523-448	01429

医事・衛生

医療救護

救護所は、医療法に基づく治療行為を行う診療所ではなく、原則として「応急処置」および「医療機関への移送の必要性の判断」を行う場所という考え方の下、次の組織が設置されていた。

組織名	従事者	業務分掌
救護本部	実施本部員 (東京都職員) 看護師 (日本赤十字社東京都支部) ボランティア (日本赤十字社東京都支部の事務職員)	① 医療救護業務の統括 ② 救護所及び移動救護班との連絡調整 ③ 救急車の出動要請、関係機関との連絡
救護所	医師 看護師 実施本部員	① 傷病者発生時の応急処置 ② 傷病者の医療機関への移送の必要性の判断 ③ 静養室の管理
移動救護班	看護師 ボランティア 実施本部員	① 担当区域内での傷病者の早期発見 ② 傷病者発生時の応急処置 ③ 必要に応じて最寄りの救護所への移送

医療救護配置(総合開会式)

【凡例】

救護本部	1
救護所	5
移動救護所	2
診療室	2
医師・看護師	1

役員・選手関係所ナール

AED

3

歌の森スタジアム

阪神歩道橋

(バス+モノ)

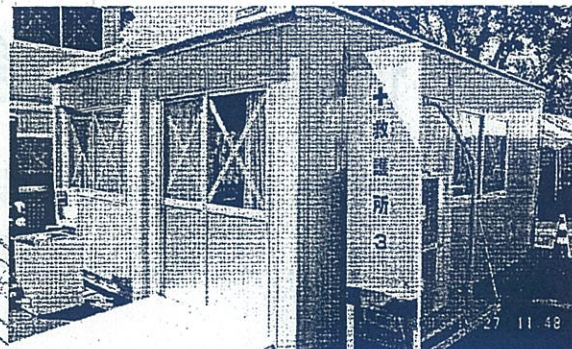
西院球場

お祭りイベントを
実施
19:00~21:00

ゆりーと広場
10:30~21:00

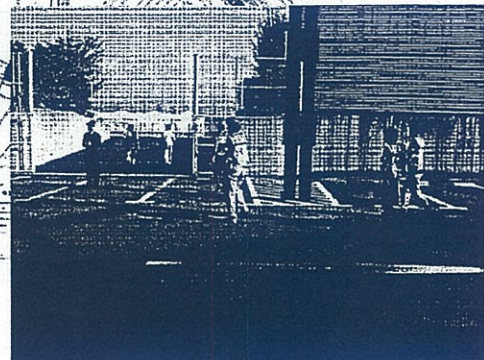
AED

3



救護所

(医師1名、看護師1名、ボランティア1名)



移動救護

(看護師1名、ボランティア4名)

防疫対策(感染症予防)

- ・ 営業宿泊施設、弁当調製施設等の食品関係従事者に対する健康検査（検便検査）の受検指導
- ・ 感染症予防の啓発

検便検査の対象者	時期・回数
・ 大会参加者等の宿舎（転用施設及び民泊を除く）の食品関係従事者及び大会参加者等に昼食（弁当を含む）を提供する施設の従事者 ・ 転用施設及び民泊の食品関係従事者 ・ 大会関係地域に給水する水道施設の従事者	大会開始前の概ね1ヶ月以内に1回実施

食品衛生対策(食中毒予防)

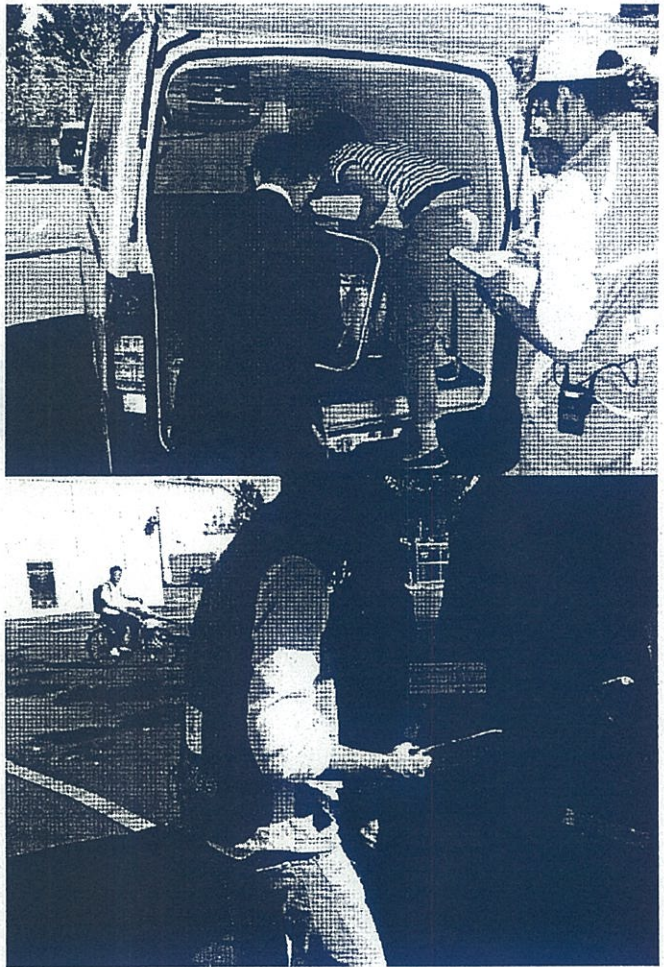
- ・営業宿泊施設、弁当調製施設等に対する衛生講習会
- ・営業宿泊施設、弁当調製施設等に対する監視・指導・食品等の収去検査
- ・開・閉会式会場、競技会場等の弁当引換所、食品関係販売施設等に対する巡回監視・指導
- ・食中毒予防の啓発

[illegible]

弁当の衛生管理

時間	スケジュール
9時00分	弁当引換所開設準備開始
10時00分 ～ 10時30分	弁当搬入（保冷車・冷蔵車到着（指定場所に駐車）） *会場到着10分前に各会場の弊センター係員まで到着時間をご連絡下さい。 弁当納品後、保冷庫内の温度、弁当温度検温及び検査 *基準値以下の場合は、受取りできない場合がございます。 *検査用弁当（無料）を1つご準備下さい。
11時00分	弁当引換開始 保冷車・冷蔵車から運搬作業、引渡し終了まで弁当温度を概ね18℃以下に保つこと
13時00分	弁当引換終了（衛生上これ以降の引渡しは行わない） 弁当ガラ、お茶バック回収等は順次回収
14時00分	周辺巡回して弁当ガラ、お茶バック等回収
14時30分	弁当ガラ、お茶バック等回収終了、撤収

（弁当調製業者への指示書より）



環境衛生対策

1) 宿舍衛生対策

- ・営業宿泊施設に対する清潔さを監視・指導

対 象 施 設	時期・回数
・営業宿泊施設に対する監視・指導 ・転用施設に対する指導	大会1ヶ月前までに1回以上実施

2) 飲料水衛生対策

- ・選手・監督等が利用する競技会場、宿泊施設等に給水する施設に対する監視・指導

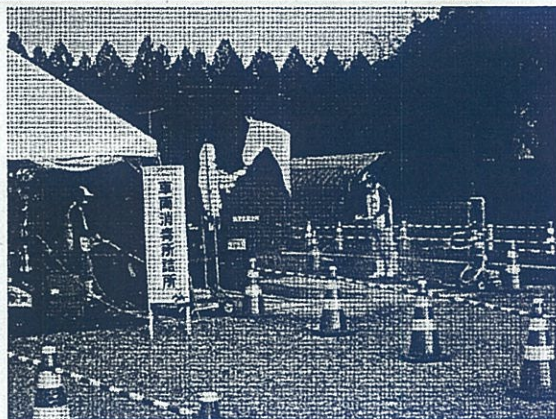
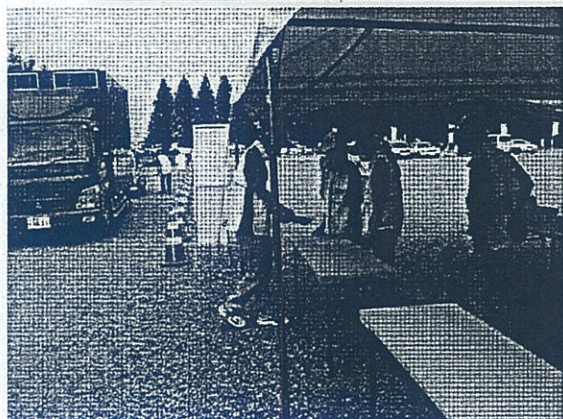
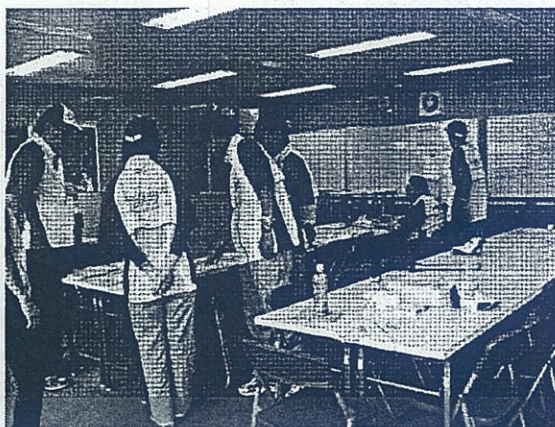
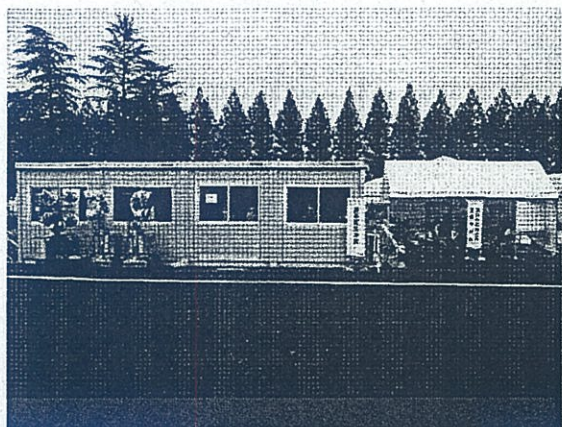
監視・指導の対象施設	時期・回数
・上水道施設、簡易水道施設 （なお、専用水道、簡易専用水道を含む貯水槽水道については、区市立保健所又は区市町担当課が所管） ・飲用井戸 ・臨時給水施設	大会開始前は日常点検の徹底等を指導。開催期間中は必要に応じて実施

馬事衛生

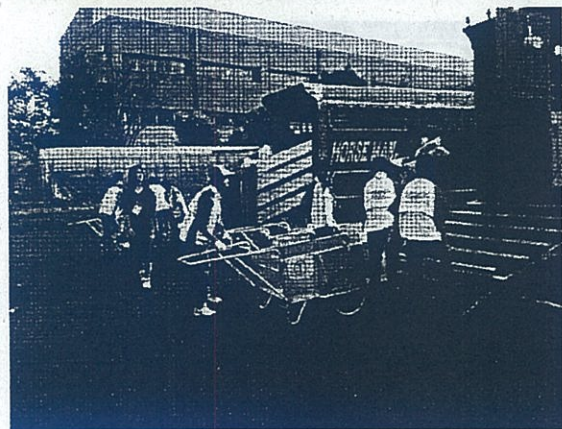
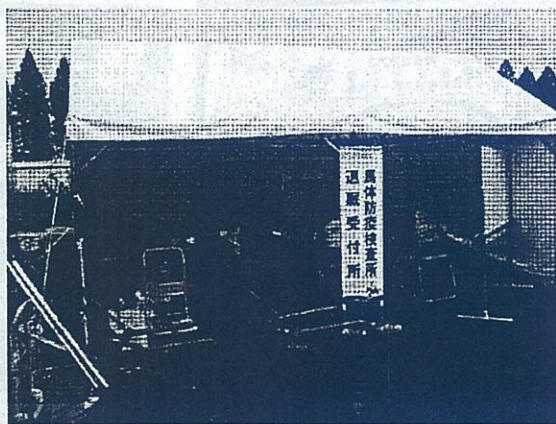
馬事衛生

区分	業務概要
1 防疫	家畜伝染病予防法に基づき、伝染病発生の予防措置を講ずる ・家畜防疫員詰所の設置 ・防疫検査(馬手帳、日本馬術連盟乗馬登録証、照合) ・厩舎、馬運車の消毒 ・衛生害虫等の駆除
2 健康診査	入厩、退厩の際に健康状態を確認 ・検査員(獣医師)の配置 ・視診、聴診等による一般検査
3 診療	馬診療所(救護獣医師)の配置、診療
4 装蹄	装蹄所(装蹄師の配置)の設置、実施
5 入・退厩 (参加馬の輸送)	輸送計画の調整、厩舎への入・退厩の管理
6 飼料・敷料の調達	飼料の購入斡旋、敷料の調達配布
7 その他	厩舎等の衛生管理(厩舎等の清掃、汚物堆積場の衛生管理) ホースマネージャーへの対応

馬事衛生(手帳確認、馬運車消毒)

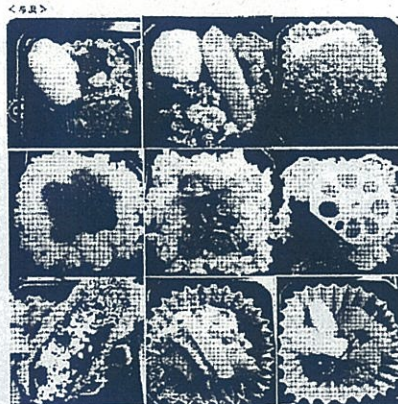
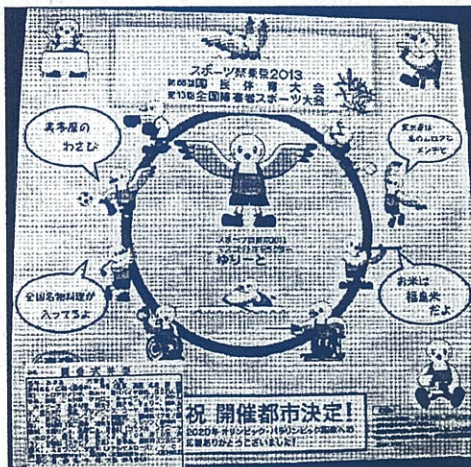


馬事衛生(馬体照合、防疫検査、衛生)



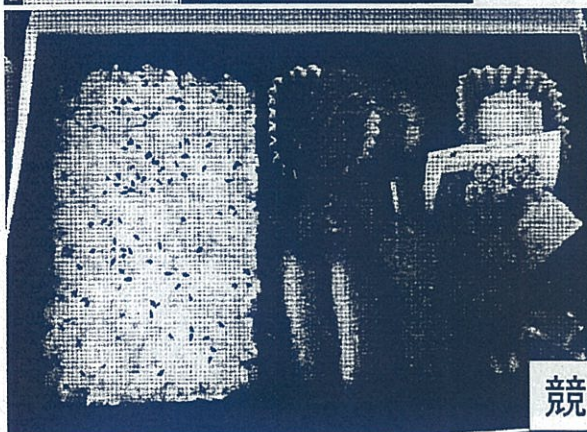
弁当関連

障害者スポーツ大会のお弁当

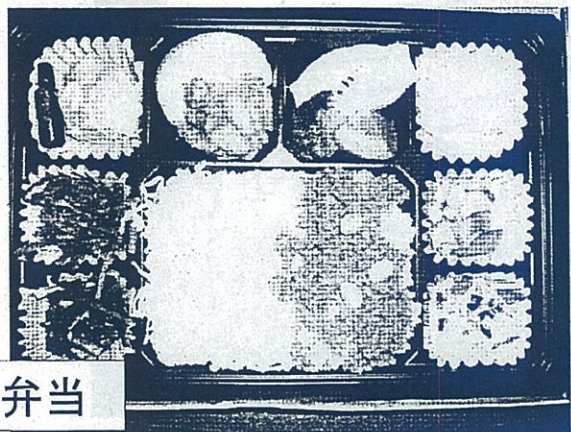


開会式弁当

北海道 紅毛菜とじゃがいも天婦羅 もろこし・コーンおめ	東北 いしな	関東 ムロアジ・トマト・ポテトサラダ 「ママ」のニラサラダは定番
九州 明太子ごはん	東京 「おし」・「おめ」	静岡 お刺身・お味噌汁・お豆腐・お味噌汁
東京 味噌カツとキャベツ	沖縄 ゴーヤ・タマゴ・アスパラ おハハイでよじりおめ	フルーツ みかん・りんご・バナナ とチョコレート



競技会弁当



福井しあわせ元気国体 仮配宿シミュレーションの概要

1 目的

仮配宿（第1次）は、福井しあわせ元気国体の開催に伴う選手・監督、大会役員等の宿泊受入業務を円滑に推進するため、会場地市町（正式競技と特別競技の会場地市町。以下同じ。）ごとに、現段階での宿泊施設の充足状況を把握することで、宿泊計画の策定に資することを目的とする。

2 実施機関

本業務は、県実行委員会と会場地市町（市町準備委員会）が実施し、県実行委員会が取りまとめる。配宿担当区分は「福井しあわせ元気国体 参加者等仮配宿基準表」のとおりとする。

3 対象宿泊施設

平成24、25年度に実施した宿泊施設実態調査の対象となった宿泊施設および転用施設基礎調査等で、会場地市町が配宿を行うことが適当と認めた施設。（※宿泊施設実態調査後に変動があった場合は、その状況を反映させること。）

4 対象人数

国民体育大会開催基準要項細則および先催県の宿泊実績を参考に算出した「会場地市町別・競技別・参加者別の宿泊者見込」を基本とする。

5 配宿方法

配宿にあたっては、宿泊施設実態調査の結果（※宿泊施設実態調査後に変動があった場合は、その状況を反映させること。）を基に作成するとともに、「第73回国民体育大会宿泊基本方針」および「福井しあわせ元気国体 参加者等仮配宿基準表」によるほか、次の事項に留意する。

- (1) 仮配宿対象施設の国体提供換算数を基に配宿を行う。
- (2) 宿泊に要する1人あたりの広さは、3.3㎡(2.0畳)以上とする。
なお、洋室の場合は、一人あたり1ベッドとする。
- (3) 広間は、ミーティング場、食堂等としての利用を考慮し、配宿はしないこと。
- (4) 宿泊予想人数に対して宿舍の不足が見込まれる場合、以下の充足対策を検討し、仮配宿を行うこと。
 - ①営業宿泊施設（旅館、ホテル等）の客室提供の促進
 - ②転用施設の利用
 - ③民泊の受入れ
 - ④広域配宿

6 提出方法

各会場地市町において次の表を作成し、定められた期限までに県準備委員会に提出する。

- (1) 福井しあわせ元気国体 営業宿泊施設仮配宿表(様式1)
- (2) 福井しあわせ元気国体 営業宿泊施設仮配宿総括表(日別)(様式2-1)
- (3) 福井しあわせ元気国体 営業宿泊施設仮配宿総括表(様式2-2)
- (4) 福井しあわせ元気国体 宿泊施設充足対策意向調査表(様式3)
- (5) 福井しあわせ元気国体 仮配宿総括表(様式4)
- (6) 宿泊施設実態調査の一覧表(エクセルデータ) および台帳の修正版

福井しあわせ元気国体 参加者等仮配宿基準表

1 宿舎条件

参加区分ごとに、宿舎に必要な条件（所在地、形式等）を示す。

参 加 区 分	宿 舎 条 件
選 手 ・ 監 督	・ 競技会場および練習会場に近い宿舎 （都道府県間で各々の会場からの距離に極端な差がないこと） ・ 転用施設の利用および民泊可 ・ 宿舎は、競技種別で公平性を保つこと
都道府県本部役員	・ 記録本部に近く、食事提供可能な宿舎 ・ ホテル形式
大会役員・招待者	・ 日本ホテル協会加盟ホテルまたはそれに準ずるホテル
報 道 員	・ 記録本部の近くの宿舎 ・ ホテル形式

2 配宿条件

①配宿単位

参加区分ごとに、競技上または競技運営上、望ましい配宿単位（都道府県別、競技別、所属別等）を示す。

②他の大会参加者との同宿

参加区分ごとに、競技上または競技運営上、活動上で同じ旅館等に配宿しても支障のない場合を示す。

参 加 区 分		配宿 担当	①配宿単位					②他の大会参加者との同宿						
			都道府県別	競 技 別	種 別 別	所 属 別	分 宿 可	都道		競技（会） 役員	大会 役員	視 察 員	報 道 員	招 待 者
								選手・監督	本部役員					
都道府県	選手・監督	会場 市 町	○	○	○							○		
	本部役員	会場 市 町	○								○	○	○	
競技（会）役員		会場 市 町		○			○				○			○
大会役員		会場 市 町							○	○				○
視 察 員		会場 市 町	○				○	○	○				○	○
報 道 員		会場 市 町				○			○			○		○
招 待 者		県				○				○	○	○	○	

3 その他留意点

参 加 区 分	留 意 点
選 手 ・ 監 督	・ 中央競技団体の視察時の指摘事項を考慮すること
競技・競技会役員	・ 中央競技団体の視察時の指摘事項を考慮すること ・ 分宿の場合は、近隣の宿舎となること

[国民体育大会参加者一覧表]

参加区分			主な該当者
大会参加者	都道府県	選手・監督	開催基準要項細則第3号に規定する参加資格のある者
		本部役員	団長、総監督、顧問等
	大会役員	国	文部科学大臣、文部科学事務次官、スポーツ・青少年局長等
		日体協	日体協会長等
		県	県知事、県選出衆・参両議員、県議会議長、県教育委員長、県体協会長等
		その他	各都道府県体協会長等
	競技会役員	市町	会場地市町長、会場地市町議会議長、会場地市町教育委員長、会場地市町体協会長等
		競技団体	全国競技団体会長、開催県競技団体会長、各都道府県競技団体会長等
関係者	競技役員		審判員、運営員
	視察員		各都道府県体協が大会視察のために派遣する者
	報道員		日本新聞協会、NHK、民間放送連盟、雑誌協会、写真記者協会、テレビ・ニュース映画協会の加盟社の所属社員

審議事項

第73回国民体育大会 宿泊基本方針の改正（案）

第73回国民体育大会 宿泊基本方針については、以下のとおり改正する。

記

1 改正する基本方針

第73回国民体育大会 宿泊基本方針

2 改正内容

別添資料の通り

3 改正理由

第73回国民体育大会（福井しあわせ元気国体）と第18回全国障害者スポーツ大会（福井しあわせ元気大会）の宿泊業務を一体的かつ効率的に推進するため、宿泊基本方針を改める。

4 施行日

次回常任委員会で承認された日

福井しあわせ元気国体・福井しあわせ元気大会

宿泊基本方針（案）

第73回国民体育大会（以下「国体」という。）および第18回全国障害者スポーツ大会（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員およびその他の関係者（以下「参加者」という）の宿泊については、両大会の参加者がそれぞれの分野で十分な活躍ができるよう次の基本方針に基づき提供する。

1 宿 舎

- (1) 両大会の参加者の宿舎は、原則として会場地市町内の旅館（旅館業法の許可を受けて営業を行う旅館、ホテルおよび簡易宿所をいう。以下同じ）を利用する。
- (2) 会場地市町内の旅館で両大会の参加者の収容が困難な場合は、その地域の実情に応じ、関係機関、団体等と協議のうえ、公共施設、寮、保養所、寺院、民家および近隣市町の旅館等を利用する。
- (3) 風紀上、衛生上および安全対策上等の理由により、支障があると認められる宿舎は利用しない。

2 配 宿

- (1) 国体における選手・監督および競技会に関わる役員（以下「選手・監督等」という。）の配宿は、競技会場および練習会場までの交通状況等を考慮し、会場地市町が行う。ただし、近隣市町の旅館等に配宿する場合および選手・監督等を除く参加者の配宿は、県と会場地市町が協議して行う。
大会参加者の配宿については、県が行う。
- (2) 選手、監督が十分な休養、休息を確保できる環境づくりに配慮した配宿を行う。
 - ア 監督・選手の宿舎は、都道府県別、競技別、競技種別および男女別を考慮する。
 - イ 大会の選手・監督においては、障害特性を配慮する。
 - ウ 役員、視察員、報道員等の宿舎は、原則として、選手・監督の宿舎とは別に
する。

3 宿泊料金

国体参加者の宿泊料金は、県実行委員会と旅館等の関係団体と協議のうえ、公益財団法人日本体育協会において決定する。

大会参加者の宿泊料金は、国体宿泊料金を基本とし、県実行委員会が決定する。

4 食 事

両大会の参加者に提供する食事は、安全・安心で栄養バランスがよく、福井の豊かな自然で育まれた新鮮で品質の高い、海の幸、山の幸を取り入れた郷土色豊かなものとする。

宿泊基本方針 新旧対照表

改正前	改正後
第73回国民体育大会 宿泊基本方針 第73回国民体育大会に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員およびその他の関係者（以下「大会参加者」という）の宿泊については、大会参加者がそれぞれの分野で十分な活躍ができるよう、次の基本方針に基づき提供する。 1 宿 舎 (1) 大会参加者の宿舎は、原則として会場地市町内の旅館（旅館業法の許可を受けて営業を行う旅館、ホテルおよび簡易宿所をいう。以下同じ）を利用する。 (2) 会場地市町内の旅館で大会参加者の収容が困難な場合は、その地域の実情に応じ、関係機関、団体等と協議のうえ、公共施設、寮、保養所、寺院、民家および近隣市町の旅館等を利用する。 (3) 風紀上、衛生上および安全対策上等の理由により、支障があると認められる宿舎は利用しない。 2 配 宿 (1) 選手・監督および競技会に関わる役員（以下「選手・監督等」という）の配宿は、競技会場および練習会場までの交通状況を考慮し、会場地市町が行う。ただし、近隣市町の旅館等に配宿する場合および選手・監督を除く大会参加者の配宿は、県と会場地市町が協議して行う。	福井しあわせ元気国体・福井しあわせ元気大会 宿泊基本方針（案） 第73回国民体育大会（以下「国体」という。）および第18回全国障害者スポーツ大会（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員およびその他の関係者（以下「参加者」という）の宿泊については、両大会の参加者がそれぞれの分野で十分な活躍ができるよう、次の基本方針に基づき提供する。 1 宿 舎 (1) 両大会の参加者の宿舎は、原則として会場地市町内の旅館（旅館業法の許可を受けて営業を行う旅館、ホテルおよび簡易宿所をいう。以下同じ）を利用する。 (2) 会場地市町内の旅館で両大会の参加者の収容が困難な場合は、その地域の実情に応じ、関係機関、団体等と協議のうえ、公共施設、寮、保養所、寺院、民家および近隣市町の旅館等を利用する。 (3) 風紀上、衛生上および安全対策上等の理由により、支障があると認められる宿舎は利用しない。 2 配 宿 (1) 国体における選手・監督および競技会に関わる役員（以下「選手・監督等」という。）の配宿は、競技会場および練習会場までの交通状況を考慮し、会場地市町が行う。ただし、近隣市町の旅館等に配宿する場合および選手・監督を除く参加者の配宿は、県と会場地市町が協議して行う。 大会参加者の配宿については、県が行う。

(2) 選手、監督が十分な休養、休息を確保できる環境づくりに配慮した配宿を行う。 ア 監督・選手の宿舎は、都道府県別、競技別、競技種別および男女別を考慮して配宿する。 イ 役員、視察員、報道員等の宿舎は、原則として、選手・監督の宿舎とは別にする。 3 宿泊料金 大会参加者の宿泊料金は、県準備委員会と旅館等の関係団体と協議のうち、公益財団法人日本体育協会において決定する。 4 食 事 大会参加者に提供する食事は、安全・安心で栄養バランスがよく、福井の豊かな自然で育まれた新鮮で品質の高い、海の幸、山の幸を取り入れた郷土色豊かなものとする。	(2) 選手、監督が十分な休養、休息を確保できる環境づくりに配慮した配宿を行う。 ア 監督・選手の宿舎は、都道府県別、競技別、競技種別および男女別を考慮する。 イ 大会の選手・監督においては、障害特性を配慮する。 立 役員、視察員、報道員等の宿舎は、原則として、選手・監督の宿舎とは別にする。 3 宿泊料金 国体参加者の宿泊料金は、県実行委員会と旅館等の関係団体と協議のうち、公益財団法人日本体育協会において決定する。 大会参加者の宿泊料金は、国体宿泊料金を基本とし、県実行委員会が決定する。 4 食 事 両大会の参加者に提供する食事は、安全・安心で栄養バランスがよく、福井の豊かな自然で育まれた新鮮で品質の高い、海の幸、山の幸を取り入れた郷土色豊かなものとする。
---	---

福井しあわせ元気国体・福井しあわせ元気大会

医事・衛生基本方針(案)

第73回国民体育大会（以下「国体」という。）および第18回全国障害者スポーツ大会（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員およびその他の関係者ならびに一般観覧者（以下「参加者等」という。）の医事・衛生については、両大会の参加者等が、清潔で快適な環境のもとで十分な活躍や観覧等ができるよう万全を期する。

1 医療救護

両大会の参加者等の傷病の発生に速やかに対処するため、関係機関・団体等の協力を得て、応急措置および医療機関への移送等の実施に必要な医療救護体制を整える。

2 防疫

両大会の参加者等の感染症の発生を防止するため、関係機関・団体等の協力を得て、防疫体制を整えるとともに、防疫に関する知識の普及および意識の一層の啓発を図る。

3 食品衛生

両大会の参加者等の食の安全・安心を確保するため、関係機関・団体等の協力を得て、宿舍および食品取扱施設等の監視、指導を行うとともに、食品衛生に関する知識の普及および意識の一層の啓発を図る。

4 環境衛生

両大会の参加者等に清潔で快適な環境を提供するため、関係機関・団体等はもとより、広く県民の協力を得て、宿舍の衛生対策、廃棄物の適正な処理、リサイクルの推進、ねずみ・衛生害虫等の駆除、飲料水の衛生対策、動物の適正管理等に努めるとともに、環境衛生に関する知識の普及および意識の一層の啓発を図る。

5 馬事衛生

国体の馬術競技出場馬の健康保持のため、関係機関・団体等の協力を得て、必要な防疫措置等を行い、伝染病の発生の防止に努めるとともに、傷病の発生に速やかに対処できる診療体制を整える。

